

## クロスアポイントメント契約者の放射線業務従事に係る管理に関する申合せ

クロスアポイントメント契約協定書に放射線業務従事に係る管理について記載がある場合は協定書に従い、記載がない場合は次の方針で管理を行う。

### 1. 管理を行う主たる機関

当該者本人の意向を確認した上で、名古屋大学及び相手機関の放射線取扱主任者が協議して決める。

### 2. 放射線業務従事者特殊健康診断

- (1) 特定有害業務等従事状況届出票を人事担当事務係に提出する。
- (2) 新規の放射線業務従事者登録時は、特殊健康診断は主たる機関で受診し、従たる機関に診断書の写しを提出する。ただし、相手機関が主たる機関の場合で、相手機関が特殊健康診断を実施しない場合は名古屋大学で受診する。
- (3) 継続登録時の特殊健康診断は、いずれが主たる機関であるかに関わらず、名古屋大学でも受診する。

### 3. 教育訓練

- (1) 新規登録時は、名古屋大学が実施する講習を受講する。または、放射線業務従事資格認定の手続きを行う。
- (2) 年次講習は、名古屋大学が実施する講習を受講する。

### 4. 被ばく管理

- (1) いずれが主たる機関であるかに関わらず、名古屋大学でも個人被ばく線量計の配付を受け、名古屋大学職員として放射線業務に従事する際には着用する。
- (2) 被ばく線量の合算は主たる機関が行う。相手機関が主たる機関の場合は、相手機関の放射線取扱主任者に合算結果を名古屋大学に送ってもらうよう依頼する。

### 5. 相手機関との連絡

名古屋大学と相手機関の放射線取扱主任者が直接連絡を取り、必要に応じて事務係と情報共有する。

### 6. クロスアポイントメント契約をしている機関以外の施設（以下、学外施設）で放射線業務に従事する場合

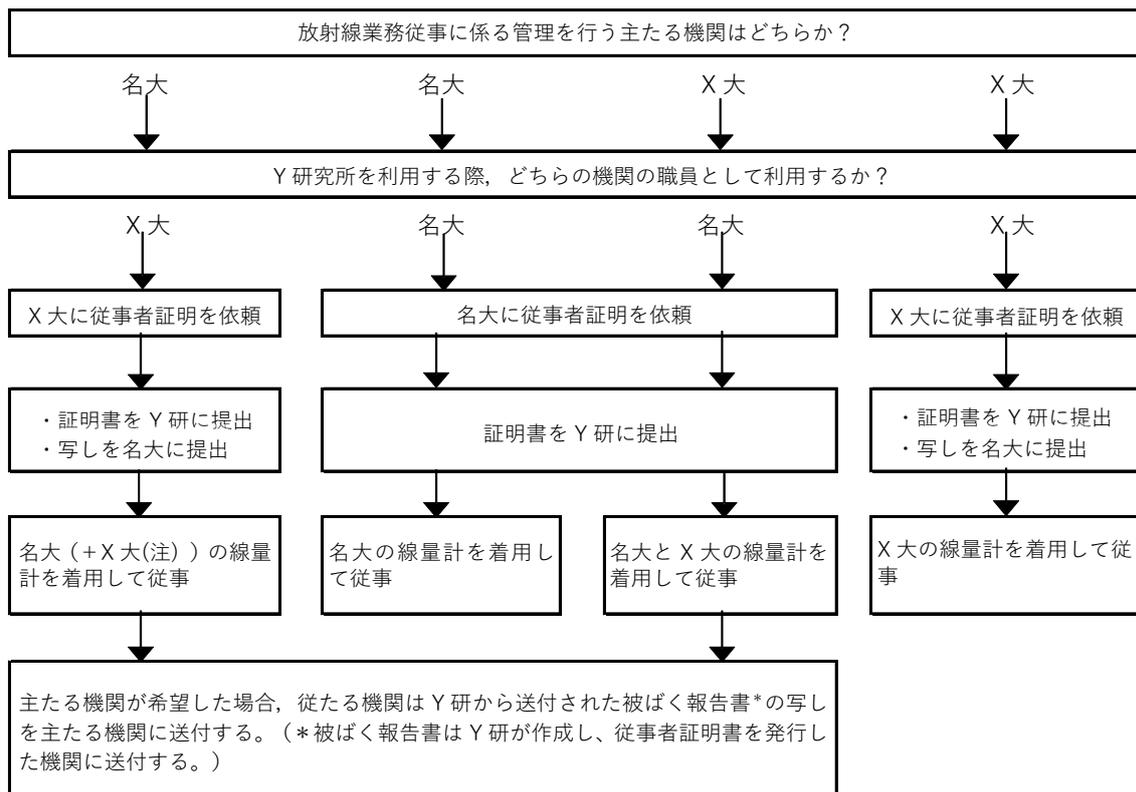
- (1) 当該者本人がいずれの機関の職員として放射線業務に従事するか決める。
- (2) 当該者は(1)で決めた機関に放射線業務従事者証明書の発行を依頼する。相手機関に発行

を依頼した場合は、証明書の写しを名古屋大学の所属部局事務係経由で放射線取扱主任者に提出する。

- (3) 個人被ばく線量計は主たる機関の線量計を着用する。ただし、名古屋大学が従たる機関であっても、名古屋大学職員として従事する場合は、相手機関の線量計と併せ名古屋大学の線量計も着用する。

<フローチャート>

名古屋大学と X 大でクロスアポイントメント契約している人が、Y 研究所を利用する場合



(注) X 大の線量計の着用については、X 大の指示に従う。